

令和6年度島根県日本型直接支払検討委員会

日時：令和7年3月19日（水）15：00～17：00

場所：島根県庁本庁舎 6階 602会議室

議事次第

1. 開会

2. 議題

(1) 令和6年度の取組状況について【資料1】

(2) 中山間地域等直接支払交付金の第6期対策について【資料2】

(3) 多面的機能支払交付金の第3期対策について【資料3】

(4) 環境保全型農業直接支払交付金の第3期対策について【資料4】

3. その他

4. 閉会

(1) 令和6年度の
取組状況について

【資料1】

日本型直接支払制度

農業・農村が有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への構造改革を後押しするため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域活動や営農の継続等に対して支援を行う

中山間地域等直接支払

多面的機能支払

環境保全型農業直接支払

目的

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を維持するための活動を支援

地域共同で行う多面的機能を支える活動、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援

対象農用地

「地域振興8法」等によって指定された地域、または知事が特に定めた地域で、傾斜基準を満たす農用地（田：1/100以上等）

農用地区域内の農用地及びそれらと一体的に取り組む必要がある農用地

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農地

交付金の使途

地域の実情に応じた幅広い使途に活用可能

- ・個人へ配分
 - ・農業機械の購入
 - ・共同防除作業
- など

地域資源の基礎的な保全活動、農業用施設の補修・更新等

- ・法面の草刈り、水路の泥上げ
 - ・水路の補修、農道の舗装
 - ・鳥獣害防護柵の設置
- など

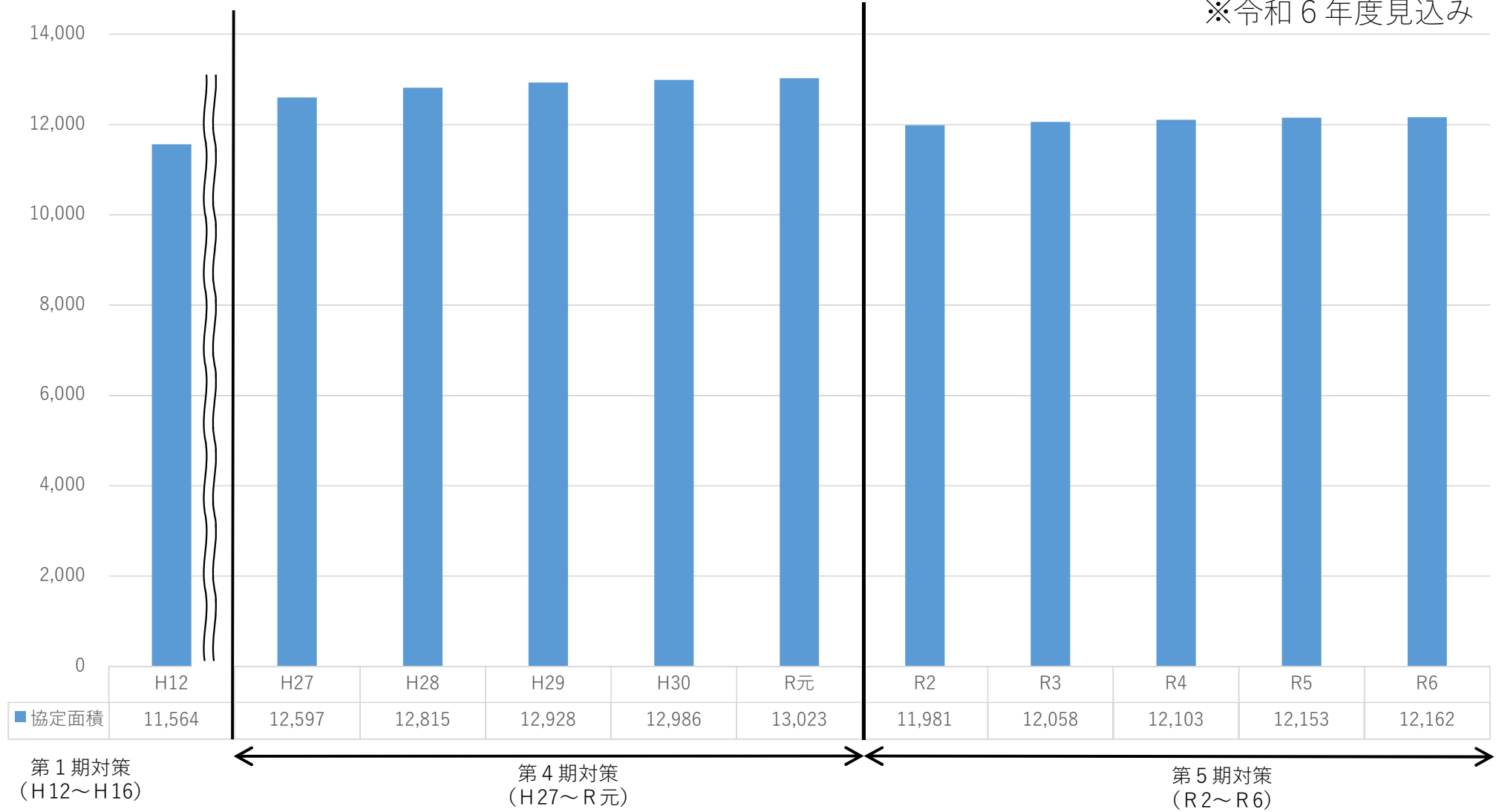
環境保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

- ・有機農業
 - ・堆肥の施用
 - ・カバークロープ
- など



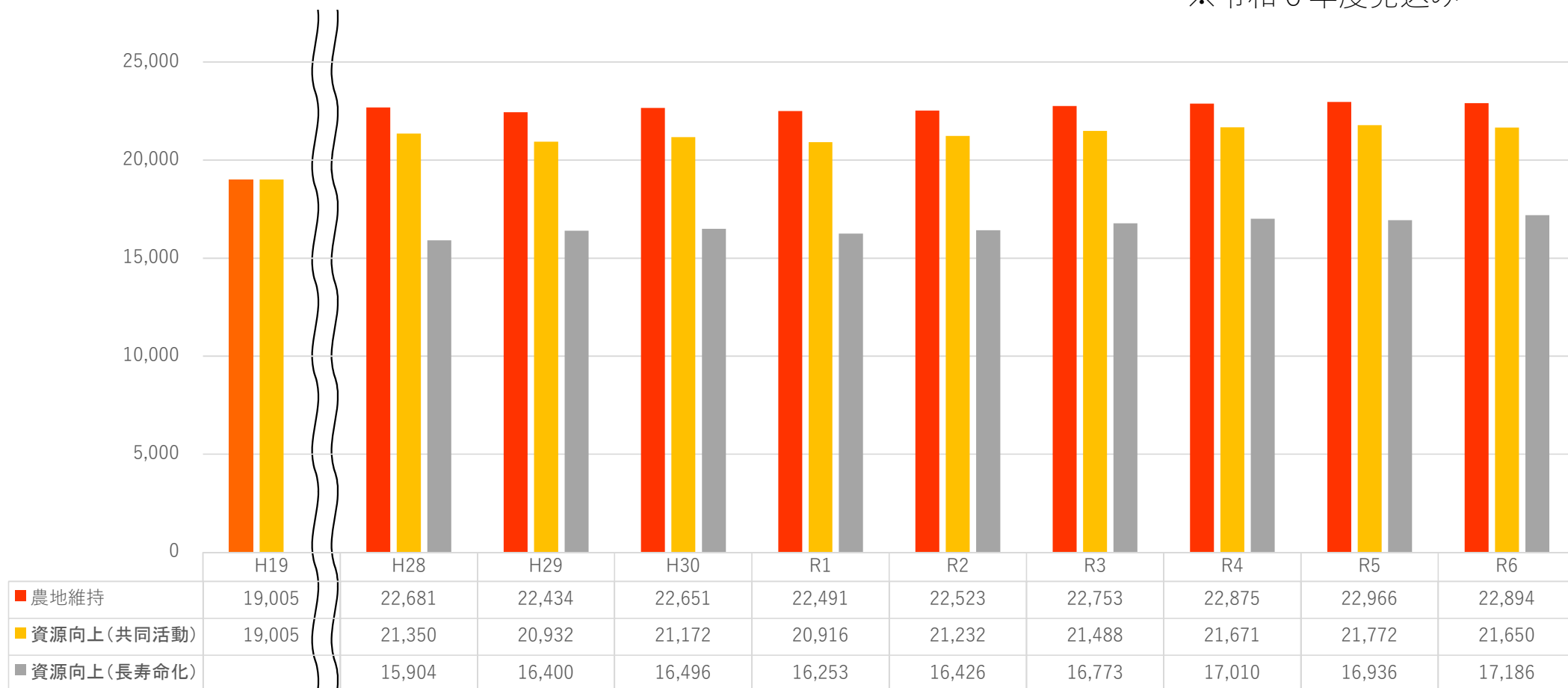
中山間地域等直接支払交付金 協定面積の推移 (ha)

※令和6年度見込み



多面的機能支払交付金 対象面積の推移 (ha)

※令和6年度見込み

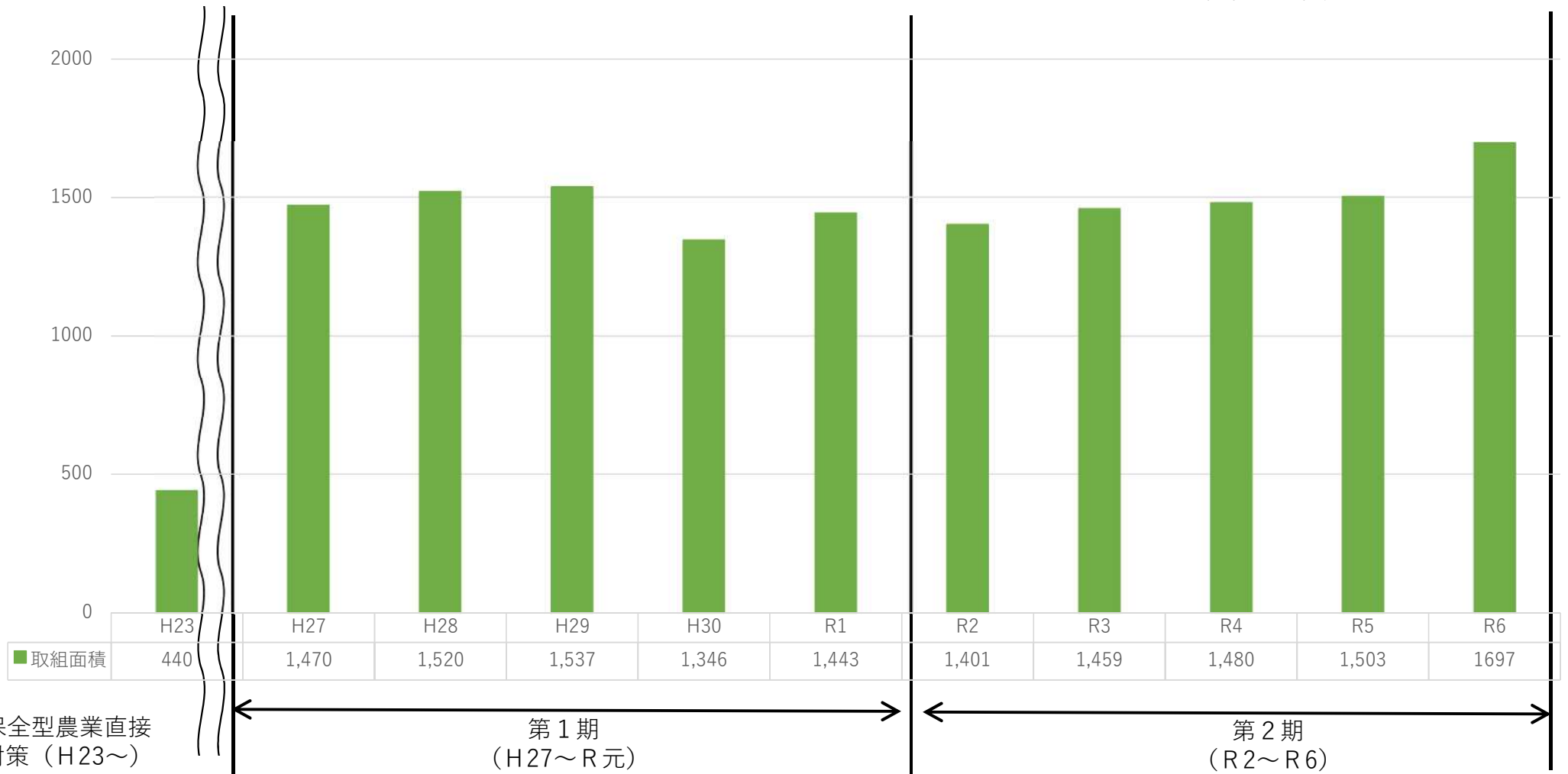


農地・水・環境保全国上対策 (H19～)

多面的機能支払交付金 (H26～)

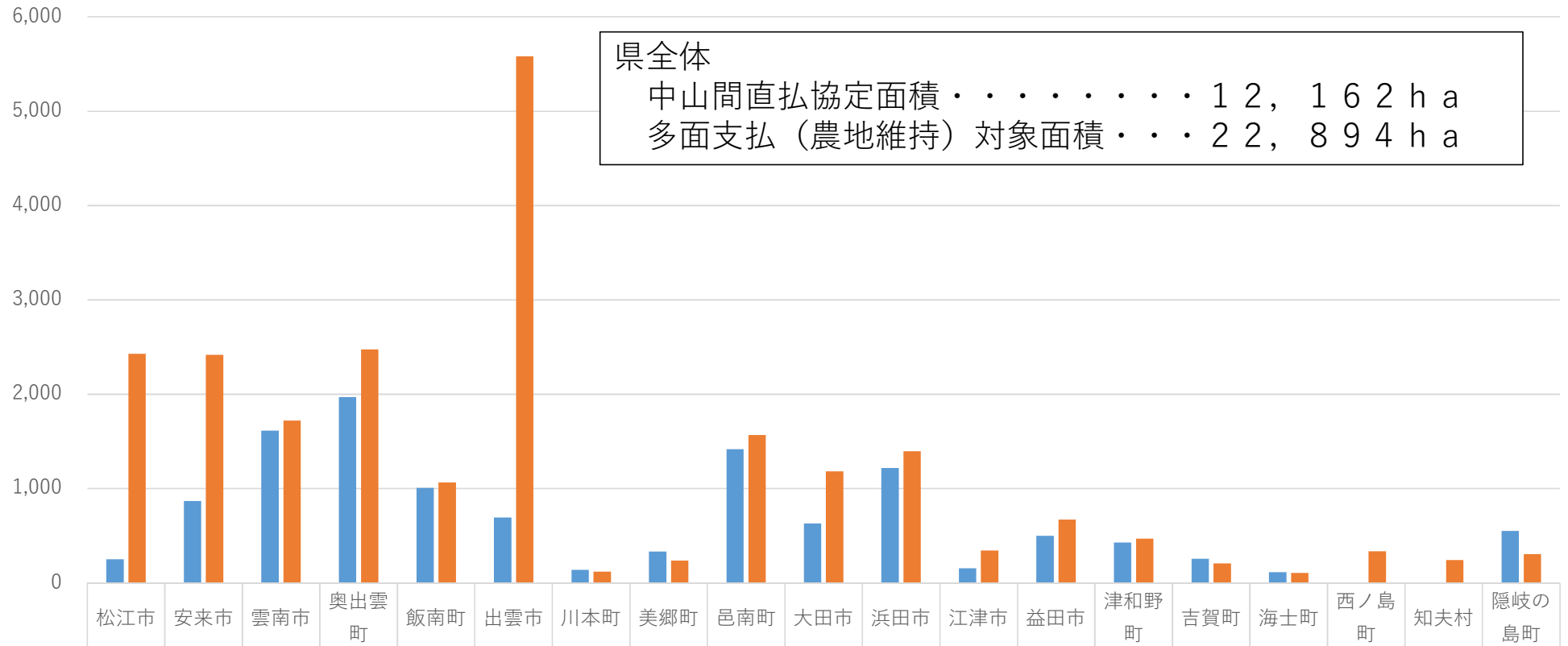
環境保全型農業直接支払交付金 対象面積の推移 (ha)

※令和6年度見込み



市町村別 取組面積 (ha)

※令和6年度見込み

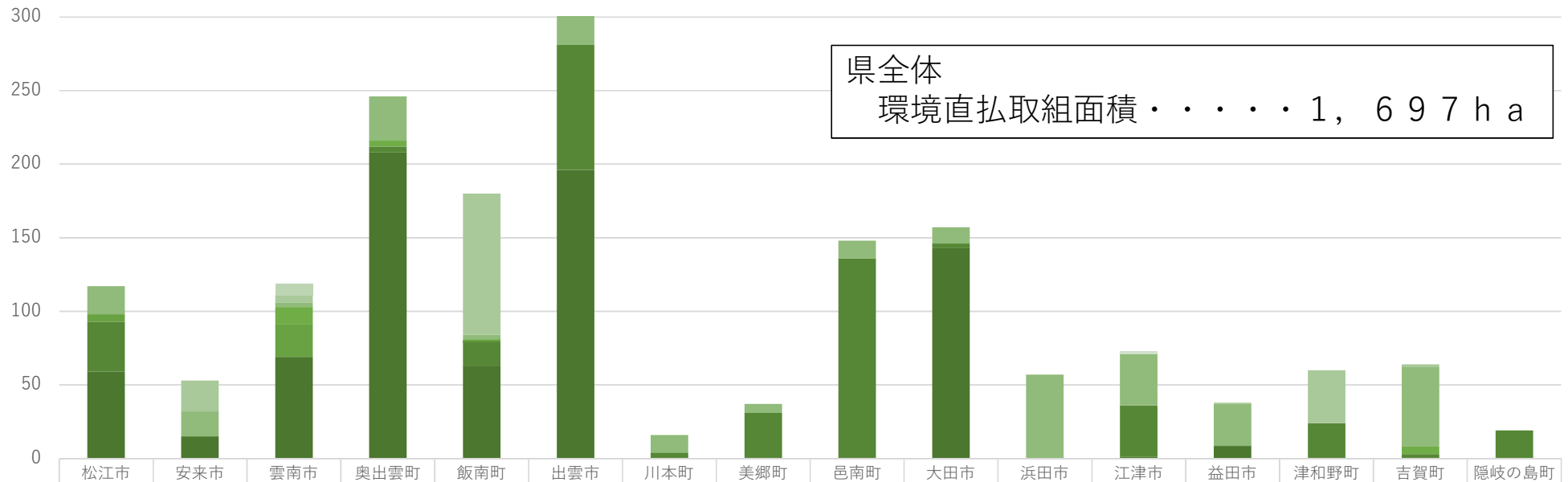


県全体
 中山間直払協定面積・・・12,162 ha
 多面支払(農地維持)対象面積・・・22,894 ha

■ 中山間直払協定面積	251	869	1,614	1,971	1,010	694	141	333	1,417	631	1,220	156	501	429	257	116	0	0	552
■ 多面支払(農地維持)対象面積	2,428	2,419	1,722	2,476	1,065	5,580	120	239	1,569	1,185	1,398	344	672	471	210	107	338	244	307

市町村別 取組面積 (ha)

※令和6年度見込み

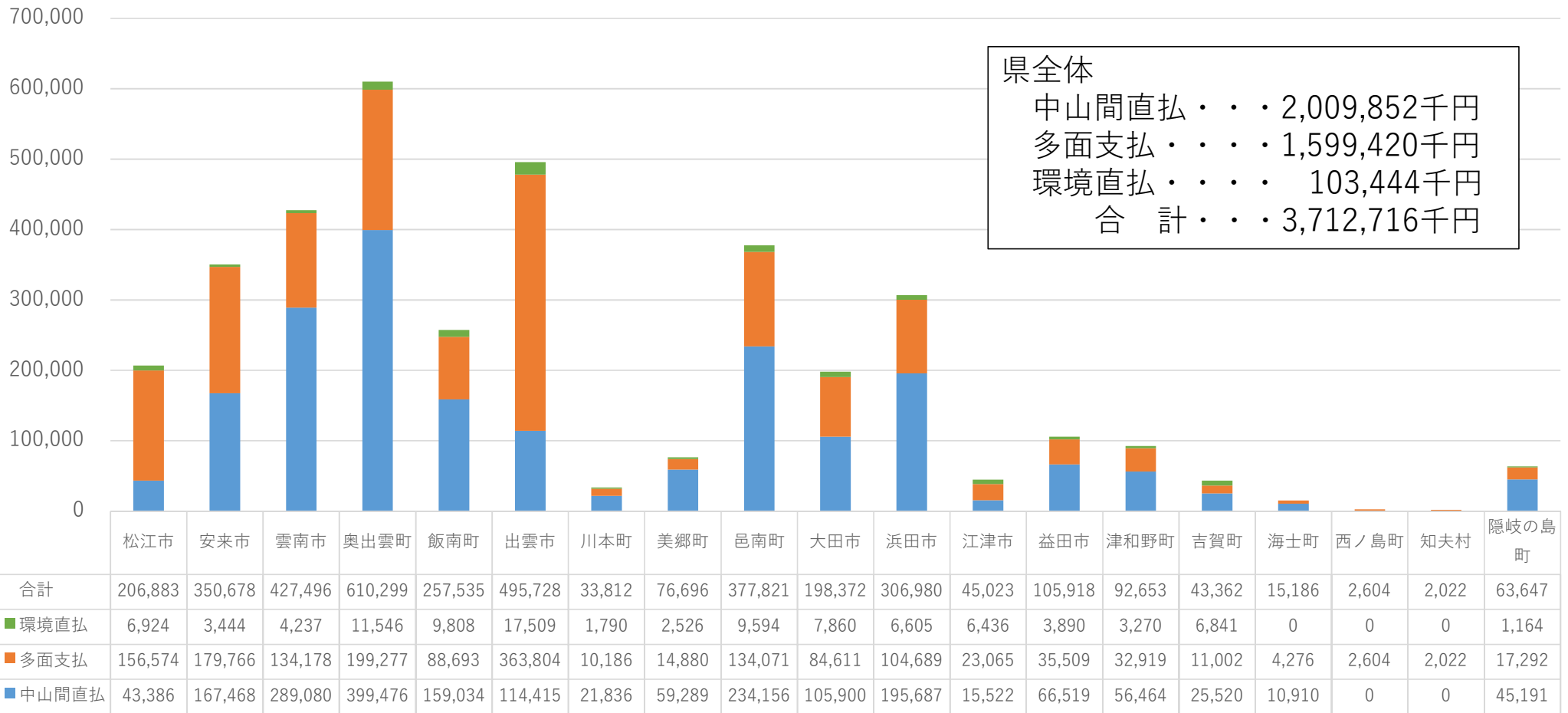


県全体
環境直払取組面積・・・1,697ha

	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	飯南町	出雲市	川本町	美郷町	邑南町	大田市	浜田市	江津市	益田市	津和野町	吉賀町	隠岐の島町
取組拡大加算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
江の設置	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬期湛水	0	21	5	0	96	0	0	0	0	0	0	0	1	36	2	0
有機農業	19	17	3	30	3	30	12	6	12	11	57	35	28	0	54	0
秋耕	0	0	12	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
長期中干	5	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不耕起播種	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かぼ-クロープ	34	0	0	4	16	85	4	31	136	3	0	35	1	24	3	19
堆肥の施用	59	15	69	208	63	196	0	0	0	143	0	1	8	0	0	0

交付金額（千円）

※令和6年度見込み



県全体
 中山間直払・・・2,009,852千円
 多面支払・・・1,599,420千円
 環境直払・・・103,444千円
 合計・・・3,712,716千円

(2) 中山間地域等直接支払交付金の
第6期対策について

【資料2】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

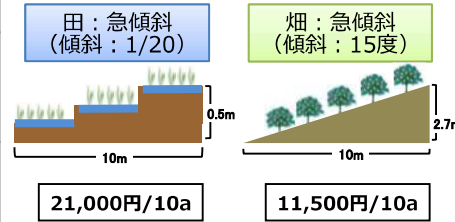
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策 (R2~R6) で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分) 1,000円/10a

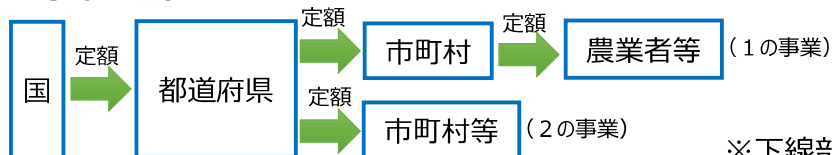
(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

(3) 多面的機能支払交付金の
第3期対策について

【資料3】

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

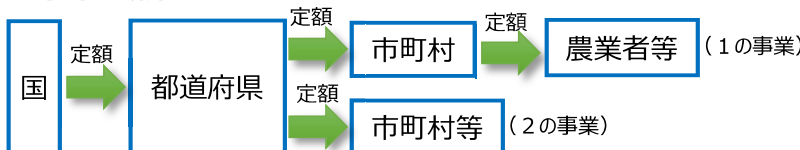
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用 ④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	内容	都府県		北海道			
		田	畑	草地	田		
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	400	240	40	320	80	20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400			400		320

(円/10a)

項目	交付単価
② 環境負荷低減の取組への支援	
化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等	
作溝実施	4,000
作溝未実施	3,000

項目	交付単価
① 組織の体制強化への支援	
広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

(4) 環境保全型農業直接支払
交付金の第3期対策について

【資料4】

1 令和7年度予算概算決定の内容

日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

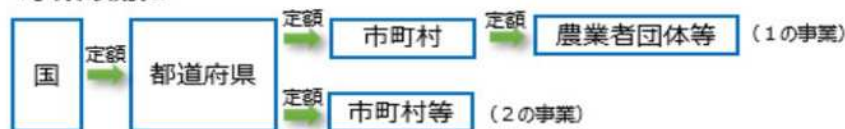
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

- ▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、前作物以外 ¹⁾	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、前作物		3,000
堆肥の施用 ²⁾		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稲)又は1t(水稲以外)/10a以上)する取組	3,600
緑肥の施用 ²⁾		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ²⁾	そば等雑穀、前作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、前作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合)に限り、2,000円を加算。

注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

- ▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組
 - ※ 交付単価は、都道府県が設定します。
 - ※ 全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援(交付単価：4,000円/10a)

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)